

分担金に関する内規

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という）規約第21条第2項の分担金の金額について、以下に示すところによる。

1. 分担金

原則、一口30万円（税抜）とする。

但し、複数口負担している委員会に参加する団体等については、別途個別に協議する。

2. 分担金を負担していない民間規格等作成機関から、民間規格等の制改定等の審議要請があった場合、2口の分担金を審議に係る経費として支払を求めることができる。

附則1（令和2年7月20日）

1. 本内規は、令和2年7月20日より施行する。